

研究主幹に聞く

「抜本的税制改革と地方税制・交付税制度のあり方」プロジェクト
地方分権のもとでの望ましい地方税制を提言したい

研究プロジェクト「抜本的税制改革と地方税制・交付税制度のあり方」の森信茂樹研究主幹に、同プロジェクトの狙いと、社会保障と税の一体改革や復興財源問題について聞きました（6月23日）。

——法人税の5%引き下げ等が盛り込まれた平成23年度税制改正についてはたなざらし状態のままですが、今後どうなるのでしょうか。

どうなるかは不透明なので、どうすべきかについてお話ししたいと思います。平成23年度税制改正は、税制抜本改革の先取りと位置づけられるものです。消費税の引き上げについては先の参院選の敗因にもなったため議論が封印されました。しかし、消費税引き上げの前段階として、国際競争力・経済活性化の観点から法人実効税率を引下げ一方、所得に余裕のある人々にはもう少し負担をしてもらうために所得課税を高め、資産格差是正の観点から、相続税の課税強化が改正案には盛り込まれました。抜本改革の前さばきともいべき平成23年度税制改正はその後の政治情勢もあって先延ばしになっています。

ではどうすべきかですが、基本的には、社会保障と税の一体改革の中で、合わせて、法人税の引き下げ、所得税・相続税の課税強化についても一度議論すべきです。平成23年度税制改正は1年かけて議論を行った成果ですから、ゼロから議論するのではなく、そのまま認めながら消費税の問題も決着をつけ、抜本的税制改革を行っていくことが望まれます。

中央大学法科大学院教授
森信茂樹氏



問題は復興財源の取り扱いです。まもなく復興会議の第一次提言が出て、いくつかの選択肢が示されるでしょうが、6月中旬に最終決着には至らないでしょう。当面は復興債で資金を調達するにしても、その償還期間は60年とかではなく、5年程度と短くすべきです。時限的に現役世代の日本人が復興資金を連帯して負担する、というのが望ましい姿であると思います。

——税制改正、一体改革、復興財源の関係をどのように整理すればよいのでしょうか。

話を整理すると、平成23年度税制改正、社会保障と税の一体改革、復興財源という3つの課題があるように見えますが、大別すれば税制抜本改革と復興財源の2つです。

すなわち、抜本改革では少子高齢社会に対応して社会保障の充実をはかると同時に、財政再建につなげ、さらに経済を活性化させることが期待されます。法人税を引下げ一方、それ以外は引き上げという方向になります。

一方、復興財源はそれとは次元が異なり、日本人全体でどう負担するかという問題です。私は、応能的な負担である所得税、法人税の付加税という形が望ましいと考えます。

（次頁に続く）

What's new

5月16日▶ シンポジウム「地域主権時代の地方議会のあり方」を開催しました。

6月 ▶ 21世紀政策研究所のホームページを2011年度版に更新しました。

7月 8日▶ 講演会「いま、何を議論すべきなのか？～エネルギー政策と温暖化政策の再検討～」を開催しました。

7月21日▶ 21世紀政策研究所叢書「中国経済の成長持続性—促進要因と抑制要因の分析—」を勁草書房より発刊しました。

7月 ▶ 米国戦略国際問題研究所（CSIS）報告書「グリーン・ドラゴンズ—アジア太平洋主要国の気候変動のポリティックス」の日本語版を公表しました。

シンポジウム
開催予定

7月27日▶ シンポジウム「自治体の経営の自立と『地域金融主義』の確立に向けて」を開催する予定です。

10月 6日▶ シンポジウム「地方税財政から見た我が国経済の課題」（仮題）を開催する予定です。

法人税に関して言えば、抜本改革においては減税となり、その上で、復興財源という面からは10%程度の上乗せ課税（付加税）、つまり増税となります。

法人税と所得税を合わせた税収はおよそ20兆円ですから、10%の付加税を課すと年2兆円程度の税収となります（消費税であれば1%相当となります）。仮に、復興に伴う国費の必要額が10兆円とすれば、5年（=10兆円÷2兆円）程度で目途がつかます。

繰り返しになりますが、抜本改革の議論と復興財源の議論は分けて考えなければなりません。いっしょにして考えると主旨が不明瞭になってしまいます。消費税でどちらも対応してはどうかという人もいますが、消費税は一体改革の中で、社会保障の目的税化すべきであるし、被災地の人に負担を強いることは回避すべきだと思います。

——社会保障と税の一体改革についても成案のとりまとめが難航しています。どのようにご覧になっていますか。

2015年までに消費税率を10%まで引き上げるという案になっていますが、その際に重要なことが2つあります。まず第1は、「改革アプローチ」が必要であるということです。今の議論の仕方を見ていると、社会保障の負担がこれだけ、財源がこれだけ、足らない隙間が10兆円で、それを埋めるためには増税がこれだけ必要というアプローチが見えます。そうではなく、社会保障を効率化と同時にこのように充実させます、そのためにはこれだけ税負担が必要で、というアプローチであるべきです。

消費税については、現実的には2回くらいに分けて2~3%ずつ引き上げることになると思いますが、第2に重要な点として、引き上げのタイミングの問題があります。97年の引き上げの際もタイミングが問題になりました。あの時は、政府の対応が統一されずに医療費の自己負担の引き上げと重なり、そのことがよく認識されないまま国民にとって急激な負担増となりました。

消費税率引き上げのタイミングは、「財政の論理」より「経済の論理」で決める必要があります。つまり、現在わが国が抱えている最大の問題はデフレ経済です。消費税の引き上げはデフレを脱却した時でなければなりません。デフレ脱却のために、税制だけでなく規制緩和、成長戦略、金融政策と、あらゆる政策を短期集中的に総動員する必要があります。このタイミングを誤ると、価格の転嫁が難しくなりデフレを加速することになりかねません。

ですから、一体改革法案の付則で（消費税の引き上げは）「デフレ脱却後とする」とか「デフレ脱却宣言後3カ月後とする」とか明記してはどうでしょうか。法律できちっと引き上げ時期を決めてしまうと「財政の論理」が優先して硬直的になってしまいます。

このようにして抜本改革と復興財源に道筋をつけることが出来れば国債市場に対するアピールにもなり、信認をつなぎとめることができるのではないのでしょうか。

かつて故高坂正堯京大教授が政党には「親切・重税党」か「冷酷・軽税党」の2つしかないとおっしゃったが、そのアナロジーで言えば、「改革・重税党」しかないと思います。一体改革の閣議決定を早く行うことが望まれます。そうすれば、その案に対する賛否の議論が起り、政策による二大政党への道も開けてくるのではないのでしょうか。

——今年度の研究プロジェクトでは「抜本的税制改革と地方税制・交付金制度のあり方」がテーマですね。

現在、国と地方の財源のあり方を巡ってバトルをくりひろげているように見えているかもしれませんが、それは正確ではありません。一体改革の議論の中で最後までもめているのは、社会保障に関する地方の負担を巡る財源問題でした。国と地方で分捕り合戦をしているように見えますが、実は社会保障に関する「国と地方の役割分担」をどうすべきかという問題であって、そこが明確に決まれば、あとは財源をつければよいだけのことです。ガン検診を例にとると、乳がんは国の補助事業ですが、胃がんなどは地方単独事業です。国民にとっては国の補助事業であるか地方単独事業であるかどちらでもよいことです。また、厚生労働省からすると補助事業として権限を手放したくないということもあるでしょう。しかし、この事業の整理はそれほど難しい話ではないはずで。

一言で言えば、地方分権のもとでどのような地方税制が望ましいのか。これが研究会のテーマです。地方税制だけでなく、交付税、一括交付金等のあり方も含めて、抜本改革の枠組みの中でその画を描いた人はこれまでいません。我々の提言が少しでも貢献できればと思っています。

——地方法人2税（法人事業税・法人住民税）の取り扱いも検討課題の1つですね。

当然、法人2税の改革も入ってきます。法人2税は税収としては非常に不安定です。また、地域間の格差の原因にもなっています。地方税収としてふさわしい税目なのかどうか。消費税引き上げの中で税源交換を行うということも視野に入れなければならないと思います。そのような声が地方から出てこないことが不思議ですね。

インタビューを終えて

抜本改革と復興財源の議論は区別する必要があること、消費税の引き上げにはデフレの克服がその前提として必須であることを強調されました。まもなく研究プロジェクトの成果がとりまとめられ、10月6日にシンポジウムを開催する予定です。ご期待ください。

（主任研究員 穉宗一郎）